

地方独立行政法人 神奈川県立病院機構の料金に関する規程 新旧対照表 (案)

新				旧				改正理由																																					
(略)				(略)				がんセンターにおいて、自費診療としての提供を開始することに伴い、これに係る料金を追加規定する。																																					
<p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>																																													
別表 1				別表 1																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別に 経費を 要する 診療等</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>光トポグラフィー検査料</td> <td>精神医療センター</td> <td>1 回 9,900 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>がんゲノムプロファイリング検査料</u></td> <td><u>がんセンター</u></td> <td><u>1 連 380,000 円</u></td> </tr> </tbody> </table>				区 分		単 位	金 額		(略)				特別に 経費を 要する 診療等	(略)			光トポグラフィー検査料	精神医療センター	1 回 9,900 円		<u>がんゲノムプロファイリング検査料</u>	<u>がんセンター</u>	<u>1 連 380,000 円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別に 経費を 要する 診療等</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>光トポグラフィー検査料</td> <td>精神医療センター</td> <td>1 回 9,900 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区 分		単 位	金 額	(略)				特別に 経費を 要する 診療等	(略)			光トポグラフィー検査料	精神医療センター	1 回 9,900 円		<u>(新設)</u>	
区 分		単 位	金 額																																										
(略)																																													
特別に 経費を 要する 診療等	(略)																																												
	光トポグラフィー検査料	精神医療センター	1 回 9,900 円																																										
	<u>がんゲノムプロファイリング検査料</u>	<u>がんセンター</u>	<u>1 連 380,000 円</u>																																										
区 分		単 位	金 額																																										
(略)																																													
特別に 経費を 要する 診療等	(略)																																												
	光トポグラフィー検査料	精神医療センター	1 回 9,900 円																																										
	<u>(新設)</u>																																												

令和 4 年 1 月 25 日
本部事務局経営管理室

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の料金に関する規程の一部改正について（案）

1 改正の趣旨

がんセンターにおいて、「がんゲノムプロファイリング検査（保険診療）」について年間 200 件以上の実績を有するが、標準治療終了後の患者が対象であるため、検査実施後の治療提供に結びつきにくい（全身状態が悪化している場合が多い）ことが課題となっている。

そのため、保険診療の対象外である、外科的治療終了患者、標準治療中の患者、他院で治療中の患者などに対して、がんゲノムプロファイリング検査を自費診療として提供することに伴い、「特別に経費を要する診療等」として料金を設定する。

なお、がんゲノム医療拠点病院として患者へより良い医療の提供が可能となるだけでなく、治験の紹介や新規患者の取得に結びつくことが考えられ、病院全体の患者数の増加に寄与することが期待できる。

2 改正内容

- 規程別表 1 の「特別に経費を要する診療等」の項へ、次に掲げるものを加える。

区 分		単 位	料 金
がんゲノムプロファイリング検査料	がんセンター	1 連	380,000 円

- 料金の積算は別紙のとおり。

また、料金については、初回支払い時に全額請求することとする。

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日（院内の実施体制の整備にあわせ、施行とする）

